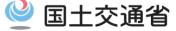
# 1. 建築物等全般の被害状況と 応急危険度判定について(報告)



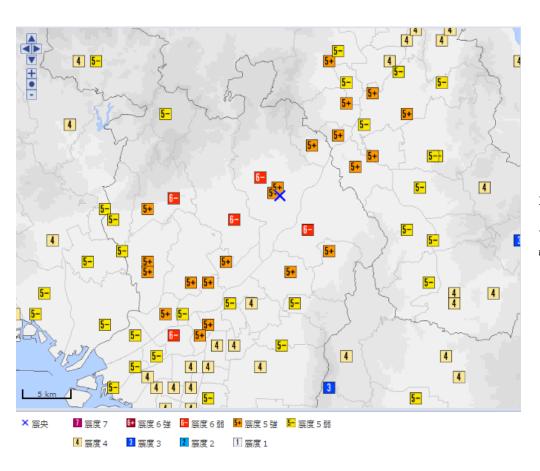
平成30年8月3日

「社会資本整備審議会 建築分科会 建築物等事故・災害対策部会」資料(抜粋)

# 地震の概要



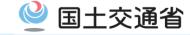
- 大阪府北部を震源とする地震において、気象庁の震度計や(国研)防災科学研究所のK-NET、KiK-netの強震計で、最大震度6 弱を記録した。
- 震度6弱が記録されたK-NET高槻の擬似速度応答スペクトルは、周期0.4秒付近より短周期側では、2011年東北地方太平洋沖 地震を除く3つの観測記録(1995年兵庫県南部地震、2004年新潟県中越地震、2016年熊本地震)と概ね同程度であるが、周期 0.4秒付近より長周期側では過去の観測記録に比べてスペクトルレベルが小さい。



2D Pseudo Velocity Response (h=5%) JR鷹取(1995) 川口町川口(2004) K-NET築館(2011) 500 KiK-net益城(2016) K-NET高槻(2018) 400 pSv (cm/s) 300 200 100 0.1 10 Period (s) 擬似速度応答スペクトルの比較

震度分布図(気象庁震度データベースより)

## 大阪府北部を震源とする地震の概要と被害状況



- 住家被害としては、2府5県で、全壊が計12棟、半壊が計273棟、一部損壊が計41,459棟である。
- 全壊の12棟の内訳は、主として宅地被害によると見られるものが9棟、主として上部構造の被害によると見られるものが3棟である。
- 上部構造の被害により建築物(門・塀を除く)が倒壊・崩壊した事例は報告されていない。

#### 1. 地震の概要(気象庁情報)

平成30年7月29日(日)9時30分 消防庁発表

(1) 発生日時 平成30年6月18日7時58分頃

(2) 震央地名 大阪府北部(北緯34.8度、東経135.6度)

(3) 震源の深さ 13㎞(暫定値)

(4) 規 模 マグニチュード6.1 (暫定値)

(5) 各地の震度(震度5強以上)

震度6弱 大阪府:大阪市(北区)、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市

震度5強 大阪市(都島区、東淀川区、旭区、淀川区)、寝屋川市、吹田市、摂津市、交野市、島本町、豊中市

京都府:京都市(中京区、伏見区、西京区)、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町

(6) 津 波 この地震による津波の心配なし

#### 2. 被害の状況

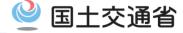
(1) 火災の状況 【大阪府】 大阪市 3件 【兵庫県】 尼崎市 4件

(2) 人的•建物被害

※うち2名は塀の倒壊によるもの

た								U . U . J			
	人 的 被 害				住 家 被 害				非住家被害		
都道府県名	死者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	一部	床上	床下	公共	その他
			重傷	軽傷	土坂	十级	損壊	浸水	浸水	建築	ての他
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
三重県			1	1							
滋賀県				3							
京都府			1	21			2,434				
大阪府	5 *		11	350	12	273	38,994			675	11
兵庫県			4	38			4				
奈良県				4			27				
徳島県				1							
合 計	5		17	418	12	273	41,459			675	11

## 大阪府北部を震源とする地震に係る応急危険度判定の実施状況



- 〇 大阪府の6市町において、府や府内の他自治体の協力を受けて、地震発生翌日の6月19日から応急危険度判定を実施。6月21日以降は、近隣県を中心とした自治体や、各地方整備局の職員も協力。
- 6月29日までに延べ1,091人体制で計9,458件の判定を行い、**危険(赤)が493件、要注意(黄)が2,194件、調査済(緑)が6,771件**。
- 建築物の塀が危険または要注意と判定された件数は、**危険(赤)が99件、要注意(黄)が413件**である。

(7月4日 15時時点)

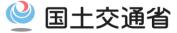
		***************************************				
実施 期間	実施 市町村	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	計	対応人数 (延べ)
6/19~24	大阪市	13 件 (1 件)	236 件 (23 件)	5,367 件	5,616 件	277 人・日
6/19~29	茨木市	266 件 (53 件)	963 件 (189 件)	580 件	1,809 件	362 人•日
6/20~28	高槻市	190 件 (44 件)	873 件 (194 件)	707 件	1,770 件	382 人•日
6/21~	箕面市	0 件 (0 件)	14 件 (0 件)	49 件	63 件	20 人•日
6/22~28	摂津市	23 件 (1 件)	87 件 (2 <b>件</b> )	47 件	157 件	32 人•日
6/25 <b>~</b> 28	島本町	1 件 (0 件)	21 件 (5 件)	21 件	43 件	18 人•日
	h 하 하	493 件 (99 件)	2,194 件 (413 件)	6,771 件	9,458 件	1,091 人•日

- ※ 対応人数には、6月21日からの国土交通省TEC-FORCEによる延べ62人・日を含む。
- ※ ()内は建築物の塀が危険または要注意と判定された件数(「調査済」については塀の有無は報告されない)

# 2. ブロック塀等の被害状況・対応と今後の取組について(審議)



# ブロック塀等の被害調査



- 応急危険度判定において、ブロック塀等について「危険」と判定されたもののうち、倒壊・傾斜等の具体の被害内容が記載されたものについて、(国研)建築研究所の研究員3名による調査を行った。
- 調査対象10件(撤去される等により調査できなかったものを除く)について、何らかの基準不適合が疑われる。(なお、建設時期は不明である。)
- また、倒壊の報告があった塀の近隣の調査を行ったところ、約140箇所のブロック塀が確認されたが、著しい被害はみられなかった。



塀の段数の分布	ogle My Maps			
8段 9段	10段 1段	(2)		
9% 2%	1% 2%			
7段 17%	2段 21%			
	_3段			
6段	12%			
11% 5段	4段	A Section 1	1000	

12%

13%

番号	段数	被害状況	状況 基準不適合が疑われる内容		
(1)	9	転倒	縦筋・横筋なし、控壁間隔3.4m超		
(2)	5	転倒	基礎なし		
(3)	9	転倒	控壁なし		
(4)	6	傾斜(10.3°)	縦筋120cmピッチ、横筋なし、基礎不十分のおそれ		
(5)	8	傾斜(4.9°)	縦筋120cmピッチ、控壁なし、基礎不十分のおそれ		
(6)	7	傾斜(1.1°)	縦筋120cmピッチ、控壁なし		
(7)	7	傾斜(1.7°)	控壁なし		
(8)	7	傾斜(不明)	控壁なし		
(9)	8	傾斜(1.1°)	控壁なし		
(10)	8	傾斜(不明)・撤去済	控壁なし、基礎不十分のおそれ		

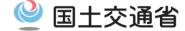






塀の被害状況

# 過去の地震被害及びブロック塀等に係る基準・対策等の変遷



- ブロック塀については、昭和53年の宮城県沖地震による被害を踏まえ、昭和56年に建築基準法施行令の基準を強化。また、平成17年の 福岡県西方沖地震の被害を踏まえ、建築物防災週間等の機会を捉えて対策を推進。
- 平成18年に改正された耐震改修促進法の基本方針において、ブロック塀の安全対策について記載。これを受けて、地方公共団体においては県・市の耐震改修促進計画にブロック塀対策を記載するなど、継続的に対策に取り組む例がみられる一方、取組状況には差がある。

## 昭和25年/建築基準法制定

昭和25年政令制定/組積造に係る基準の制定

〇補強コンクリートブロック造に係る基準はなし(組積造の一種として基準を適用)

昭和34年政令改正/補強コンクリートブロック造に係る基準の制定

〇補強コンクリートブロック造の基準が設けられた(塀の高さ等の基準はなし)

昭和46年政令改正/補強コンクリートブロック造の塀に係る基準の制定 ※RC造の基準強化と同時

昭和53年 宮城県沖地震

平成7年 阪神・淡路大震災

平成16年 新潟県中越地震

平成17年 福岡県西方沖地震

昭和43年 十勝沖地震

プロック塀、門柱等の倒壊により18人の死者 <科学技術庁報告書> 〇補強コンクリートブロック造の塀に係る基準が制定(高さ3m以下、一定間隔の配筋、控壁の配置等)

#### 昭和53年~建築物防災指導週間/コンクリートブロック造の塀等の安全対策を重点施策に位置づけ

〇「建築物防災指導週間(昭和53年上期)の実施について」等において、安全対策推進協議会の設置、講習会等の実施、相談所の設置、広報活動及び巡回指導などを特定行政庁へ依頼

#### 平成56年政令改正/補強コンクリートブロック造の塀に係る基準の強化 ※新耐震基準の施行と同時

平成18年法律改正/改正耐震改修促進法により創設された基本方針にブロック塀の対策を位置づけ

○宮城県沖地震による被害を踏まえ、高さの規定を強化など(高さ3m以下→2.2m以下など)

平成了年法律制定/耐震改修促進法の制定

平成12年政令改正•告示制定/性能規定化

ブロック塀の倒壊により1人の死者

○構造計算による方法の具体化

#### <内閣府防災発表>

#### 平成17年~建築物防災週間/ブロック塀対策の推進の呼びかけ

〇「建築物防災指導週間(平成17年上期)の実施について」等において、ブロック塀対策の推進などを特定行政庁 へ依頼

平成23年 東日本大震災

平成28年 熊本地震

ブロック塀の倒壊により1人の死者 <報道より>

〇改正法に基づく基本方針において、地方公共団体はブロック塀の倒壊防止に係る改善指導に努めるべき旨記載

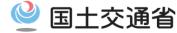
平成30年 大阪府北部を震源

とする地震

平成30年6月19日、21日建築指導課長通知/既設の塀の安全点検に係る注意喚起

ブロック塀の倒壊により2人の死者 <内閣府防災発表> ○学校施設の塀について、学校設置者等が行う安全点検について、連携等するよう特定行政庁へ依頼 ○既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを公表するとともに、所有者等へ安全確保の取組みについて注意 喚起するよう特定行政庁へ依頼

6



## 1. 塀に関する基準について

- ・建築物に附属する塀の構造基準については、建築基準法において規定。
- ・今回、重大な被害が発生した塀は、補強コンクリートブロック造または組積造のものであったが、**いずれも現行の仕 様基準に適合しない**ものとみられる。
- ⇒ 既存の塀について、現行規定に適合しないものの安全対策を推進。

## 2. 塀の緊急点検について

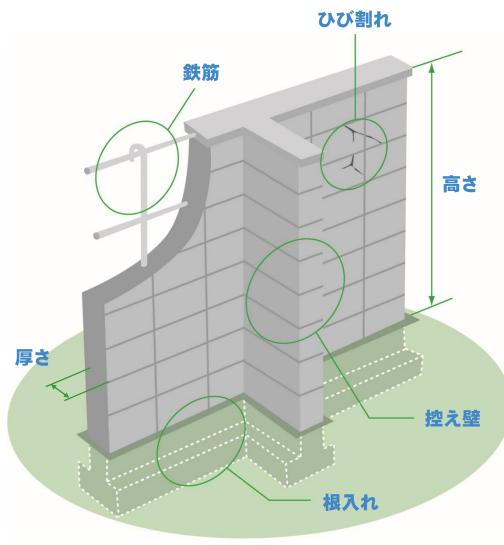
- (1)・学校の塀について、特定行政庁に対し、学校設置者が行う安全点検について連携するよう、通知。 (6/19)
  - ※ 文部科学省からは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置者に対し、塀の安全点検の実施を通知(6/19)
- (2)・学校に限らず建築物に附属する塀について、所有者向けの安全点検のためのチェックポイントを提示するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に対して以下を注意喚起するよう要請。
  - ① 安全点検の実施
  - ② 安全点検の結果、危険性が確認された場合に、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・ 撤去等が必要であること

建築士関係団体及び建設関係団体に対し、所有者等からの診断依頼等への対応を要請。(6/21)

## 3. 被災地における応急危険度判定による塀の安全確認

・被災建築物**応急危険度判定**の実施に際し、**関係地方公共団体**に対し、塀のひび割れや傾き等に特に 留意して実施するよう通知(6/20)※国土交通省TEC-FORCE派遣により支援。





出典: パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合が あれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や 分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- □ 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- □ 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下 の場合は15cm以上)
- □ 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した 控え壁があるか。
- □ 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- □ 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- □ 6. 塀に鉄筋は入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔 以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、 横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の 場合)

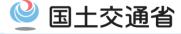
組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロッ ク造)の塀の場合

- □ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- □ 2. 塀の厚さは十分か。
- □ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- □ 4. 基礎があるか。
- □ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

□ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

# ブロック塀等の点検に係る特定行政庁における取組み状況



- ブロック塀等に係る安全点検のチェックポイントの公表後、特定行政庁に対し、ブロック塀等に係る取組み状況についての調査を実施した。
- 主な取組みとしては、以下のようなものがある。
  - ・特定行政庁のホームページや広報誌、一般紙等への掲載、チラシの配布・回覧等による、一般所有者等へのチェックポイン トの周知
  - ・特定行政庁や関係団体における相談窓口の設置、専門家の紹介や派遣等の実施

## 全国の特定行政庁における取組み状況概要(特定行政庁 451団体中)

取組内容	団体数(割合)
<ul> <li>○所有者向けの周知・注意喚起</li> <li>・チェックポイントをHP等で公開・引用、チラシの配布</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・建築士等の専門家の紹介や派遣</li> <li>・所有者等に対する塀の改善指導または注意喚起を実施</li> </ul>	451団体(100%) 267団体(60%) 155団体(35%) 181団体(40%)
<ul><li>○その他の取組み</li><li>・通学路沿い等においてブロック塀等の点検を実施</li></ul>	179団体(38%)

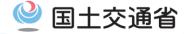


# 名古屋市

- ◆ 市の広報誌や主要新聞広告欄にブロック塀の安全確認の呼びかけ及び市の撤去助成制度に関する記事を掲載するとともに、チラシの全戸回覧を実施するなど、市民への周知活動をきめ細かく実施。
- ◆ 住宅都市局、区役所、学校教職員が連携し、全学区の通学路を中心に、道路に面するブロック塀の所有者等に直接注意喚起するとともに助成制度を案内



# 所有者等における点検実施と合わせた相談体制設置の例



# 福岡県

- ◆ 熊本地震以降、ブロック塀に係る「安全点検パトロール」を実施。現行基準への 適合状況や劣化状況等の確認の上で所有者等へ改善指導、リーフレットによる普 及啓発を実施。
- ◆ 県内特定行政庁、関係団体から構成される「福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会」を6月22日に開催。相談体制の充実等の意見交換・情報共有を実施。
- ◆ 安全性が確認されなかった塀の所有者に対しては、協議会を構成する専門団体の 相談窓口等を案内

### 福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会構成団体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市

(一社) 福岡県建築住宅センター、(一社)日本建築学会九州支部、(公社)日本エクステリア建設業協会福岡県支部、(公社)福岡県建築士会、(一社)福岡県建築士事務所協会、(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、全九州コンクリートブロック工業組合、(一社)プレハブ建築協会九州支部

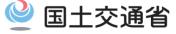
# 京都市

- ◆ 7月13日よりブロック塀等の安全対策に係る支援制度を設立し、ブロック塀等の除却工事の費用の一部の助成制度を設置するとともに、建築士団体に委託し、ブロック塀等の点検を希望する所有者への専門家の派遣を実施
- ◆ 併せて、ブロック塀等の安全対策に係る専用窓口を開設



福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会HPより

# ブロック塀等の安全確保対策について(案)



○ 今後のブロック塀等の安全確保対策としては、これまでに講じた所有者等への啓発・注意喚起に加え、耐震 改修促進法の枠組みを活用した継続的な取組みを行っていく。

## 対策1

- ○まずは安全性チェックを行うとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施
  - 国の防災週間の取組みとして、建築物防災週間をはじめとする機会をとらえ、安全点検チェックポイント(6月21日公表)を周知徹底
  - ・ 地方公共団体における取組み事例の共有

## 対策2

- 耐震改修促進法の枠組みを活用し、既存不適格の塀を有する建築物の耐震診断・改修を促進
  - ブロック塀対策については、これまでも耐震改修促進法の基本方針において、「その他の地震時の安全対策」として記載しているが、一定の高さ等を有する塀については、避難路沿道の建築物と同様に耐震診断・改修を推進する仕組みについて検討

## 対策3

- 現行基準に適合しない塀の除却・改修に対する支援制度の活用について、周知を図るとともに、 さらなる支援策の必要性について検討
  - ※ 現状、ブロック塀の撤去や改修については、空き家の除却と一体となって行われる場合のほか、地方公共団体が防災・安全交付金等の効果促進事業として行う場合に支援

## 対策4

〇 パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、厳正に対処